

令和8年7月1日

公募型見積合わせ公告

国立大学法人大阪大学において、次のとおり公募型見積合わせ方式に付します。

1. 調達内容

- (1) 調達番号 医経 003
- (2) 調達件名及び数量 液体窒素保存容器 4台 オーバーホール 一式
(詳細は別紙仕様書のとおり)
- (3) 完了期限 令和9年3月31日
- (4) 納入場所 大阪大学大学院医学系研究科附属共同研究実習センター

2. 見積参加資格

- (1) 国立大学法人大阪大学契約規則第7条及び第8条の規定に該当しない者であること。
- (2) 本学と取引実績のある者であること。
- (3) 仕様書 詳細「4. 受注者の条件」を満たしている者であること。

3. 見積書の提出場所等

- (1) 見積書の提出場所、契約条項を示す場所、国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の交付場所及び問合せ先
〒565-0871 吹田市山田丘2-2
国立大学法人大阪大学大学院医学系研究科経理課外部資金第一係
電話 06-6879-3047
- (2) 国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の入手方法
本公告の日から上記3(1)の交付場所にて交付します。また、インターネットにより本学ホームページにアクセスし、参加者心得を出力することもできます。
- (3) 見積書提出期限
令和8年7月9日(木) 17時15分

4. その他

- (1) 契約保証金 免除
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) その他詳細は、国立大学法人大阪大学が定めた「国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得」に定めています。

仕 様 書

請負名：液体窒素保存容器 4 台 オーバーホール 一式

1. 請負者は、本仕様書に基づいて作業を行うものとする。
2. 本請負の実施場所は、大阪大学大学院医学系研究科共同研究実習センターとする。
3. 本請負の完了期限は、令和 9 年 3 月 3 1 日までとする。
4. 請負代金は、請負の完了確認後、当該月の翌々月末までに支払うものとする。
5. 契約の細目は、国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を準用するものとする。
6. その他詳細については、本学職員の指示によるものとする。

【詳細】

1. 請負者は、下記の物品について、メーカーによるオーバーホールを行うものとする。

品 名：液体窒素保存容器

規 格：日本酸素製 DR-430LM(G)

数 量：4 台

備品番号：い2-900962、い2-900959、L28-913005、い2-1061

2. 作業内容

請負者は、対象装置を分解点検し、必要に応じて清掃・補修・部品の交換等を行うことにより、正常に動作するよう整備するものとする。

また、作業完了後は動作確認を行い、結果を作業内容と併せて報告するものとする。

3. 作業詳細

- 1) 準備作業

対象装置の液化窒素を完全に抜き、庫内乾燥を行うこと。

- 2) オーバーホール作業

- ①部品交換

製造中止となったフロートセンサーを外し、液面センサー、温度センサー、LMSC レベルマスタ変換器の交換を行うこと。また、製造中止となったシステム監視盤における埋込型コントローラーCLLC4RN を外し、CLLC4RN β への交換を行うこと

- ②外観検査（目視による確認）

リード線被覆の損傷の有無を確認すること

- ③抵抗値測定（計測機器等による測定）

・液面センサーについては、液体窒素に浸漬させ、各々の接点における抵抗値の測定を行うこと（基準値：202.5 Ω ±10 Ω 以内）

- ・温度センサーについては規準抵抗値表により温度換算した値と比較し、コントローラー表示温度差を確認すること（基準値：温度差±3℃以内）

3) 制御盤点検

①外観検査（目視による確認）

外面に歪み、外傷の有無を確認すること

②内部検査（目視による確認）

接続線被覆の損傷の有無を確認すること

③表示

凍結保存容器の情報（温度、エラー、警報等）が正しく表示できているか確認すること

④液体窒素の供給

凍結保存容器の液面計の情報を正しく検知し、適正に供給しているか確認すること

4) 事後作業

交換して不要になった部品類を持ち帰り処分する。

4. 受注者の条件

受注者は、代理店として本業務を受注する場合、代理店であることが分かる資料を提出すること。

5. その他

- (1) 本請負の実施にあたっては、関係法令を遵守すること。
- (2) 請負の実施中に疑義及びトラブルが発生した場合は、速やかに本学担当者に連絡し指示を得ること。
- (3) 実施に必要な資材等については、請負者が用意すること。
- (4) 請負者の過失により、本学の資産・設備等に損害を与えた場合は、これを補償すると共に原状復帰を行うこと。
- (5) 請負者は、代理店として本業務の一部を第三者（修理業者等）に実施させる場合、当該第三者に対して、本業務に係る契約事項を遵守させる責任を負うものとする。
- (6) 請負者は、本請負により業務上知り得た事項について、いかなる場合にも第三者に漏えいしてはならない。ただし、請負者が代理店として業務の一部を第三者に実施させる場合、当該第三者に業務実施に必要な情報を提供することについてはこの限りではない。

見 積 書

調達番号：医経 003

調達件名：液体窒素保存容器 4 台 オーバーホール 一式

見 積 金 額 金 円也

国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を熟知し、仕様書及び公募型見積合わせ方式参加者心得を承諾の上、上記の金額によって見積します。

年 月 日

国立大学法人大阪大学 殿

住 所
会 社 名
氏 名
電話番号

[印]

- 1 見積金額は、消費税額及び地方消費税額を除いた金額を記載してください。
- 2 見積書の日付は、提出日を記載してください。
- 3 本学が見積公告【2. 見積参加資格（1）（2）】以外に見積参加資格を示した場合、それを有しているかどうか証明するための書類を見積書に添付してください。

請負契約書(案)

請負の表示 液体窒素保存容器 4 台 オーバーホール 一式
請負代金額 金 円也 (うち消費税額及び地方消費税額 円)

上記の消費税額は、消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに地方税法第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定に基づき、請負代金額に 110 分の 10 を乗じて得た額である。

発注者 国立大学法人大阪大学大学院医学系研究科 研究科長 石井 優と受注者〔法人名等及び氏名〕との間において、上記の請負業務(以下「業務」という。)について、上記の請負代金額で次の条項によって請負契約を結ぶものとする。

第 1 条 受注者は、別紙の仕様書に基づいて、業務を行うものとする。

第 2 条 受注者は、業務を行う上で知り得た発注者に関する事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

第 3 条 業務は、国立大学法人大阪大学大学院医学系研究科附属共同研究実習センターにおいて、これをするものとする。

第 4 条 業務の着手時期は、契約締結日以降とする。

第 5 条 業務の完了期限は、令和 9 年 3 月 31 日とする。

第 6 条 受注者は発注者に対し、業務完了後、完了通知書を国立大学法人大阪大学大学院医学系研究科 経理課外部資金第一係に送付する方法で交付するものとする。

第 7 条 請負代金は、業務の完了確認後、当該月の翌々月末までに支払うものとする。

第 8 条 請負代金の請求書は、国立大学法人大阪大学大学院医学系研究科 経理課外部資金第一係に送付すべきものとする。

第 9 条 契約保証金は免除する。

第 10 条 この契約についての必要な細目は、別冊の国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を準用するものとする。

第 11 条 この契約について、発注者と受注者との間に紛争を生じたときは、発注者所在地の所轄裁判所の判決により、これを解決するものとする。

第 12 条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため発注者及び受注者は、次に記名し、印を押すものとする。
この契約書は 2 通作成し、双方で各 1 通を所持するものとする。

令和 8 年 月 日

発注者

吹田市山田丘 2 番 2 号

国立大学法人大阪大学大学院医学系研究科

研究科長 石井 優 印

受注者

〔住 所〕

〔法人の名称又は商号及び代表者氏名〕 印